

障害者年です。この国際障害者年の目的は、障害を持つすべての人の社会への全面参加と平等を実現するために、各国の政府、自治体、民間団体、すべての国民が積極的な行動に立ち上がり、障害者の生活と権利を守る、国際的、国内的運動の新たな出発点にしようというものです。

日本共産党は、国際障害者年の意義を早くから重視し、わが国でも、国民的運動として成功させるように取り組んできました。政府に対しても、国際障害者年に向けて、具体的目標を障害者自身の参加のもとで企画し、実行すべきであると、ことし一月三十日に参議院本会議で、わが党の議員が代表質問をし、また政策総合化のため、総理府に障害者問題の担当室を設けてはどうかと、参議院予算委員会でも総括質問をしてまいりました。政府もようやく三月二十五日に国際障害者年にかかわる施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする、国際障害者年推進本部の設置を閣議で決定し、総理府に担当室を設けました。日本に障害者の基本的権利が法律で定められてから、ようやく十年になろうとしています。一九七〇年に制定されました心身障害者対策基本法は、

第三条で、すべての心身障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい措置を、処遇を保障される権利を有することを明らかにしています。その後、法律の上でも、障害者の雇用義務を明確にした、心身障害者雇用促進法の改正や、障害児のための養護学校教育の義務制に関する学校教育法の実施など、幾つもの改善を積み重ねてきました。しかし、今日政府の調査でさえ、全国に約二百万人を超える障害者の実態は、その生活水準、社会生活への参加、仕事、教育、福祉など、どれ一つを取っても、個人の尊厳にふさわしい処遇が保障されているとは言えない厳しい状況のもとに置かれています。このような現状を踏まえ、国、自治体では国際障害者年を真に実りのあるものとして、具体的な施策を進めていくことが重要であると考へます。

福山市においても、この機会に障害者、障害児の施策の見直しと同時に、障害者自身の参加で具体的な企画をし、実行すべきと考へますが、どのような考へであるかお尋ねいたします。

また、公共施設、特に市役所のトイレは障害者向けにすぐ改善すべきと

考えます。また、たゞいま建設中の市営住宅への入居に対する障害者への考えを考へられているかどうか質問いたします。

以上三点、私の一般質問といたします。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 原議員さんの質問に対してお答えいたします。

市営プールの施設の改善についてでございますけれども、来年度管理棟の新設を考へております。御指摘のロッカーとかトイレ等の問題点は一挙に解決できるんじゃないかというふうに考へております。

それから第二点の山の家の設置でございますけれども、山の家という限定はできないわけですが、御承知のとおり、基本計画にもあるように、市民保養所としての設置をする計画でございます。今後、実施の時期、設置場所、また、施設についてが所有方式か借用方式かにつきましては、検討してまいりたいと思ひます。いずれにいたしましても、市民のために気軽に安く楽しく過ごせるような施設をつくるべく必要があると思つております。

国際障害者日年についてでございますけれども、国際障害者日年について市の

取り組み方についてお答えいたします。

テーマは、完全参加と平等を挙げて、運動が展開されておるものでござい
ますが、これに基づき、福生市といたしましても、公共施設は障害者に対して
不便のある施設と思ひます。これらを含み、先ほど宮沢議員さんの御質
問にも答弁いたしましたとおり、委員会を設置し、前向きに検討してまいりたい
と思つております。

御答弁に答えさせていただきます。

○十一番(原 敏子君) それでは自席から再質問させていただきます。

市営プールの施設の改善については、それでは来年度プールの管理棟の新設
に伴い、更衣室なども考へていきたいというふうな、いま市長の答弁でしたけれ
ども、さうすると、来年度——五十六年度には、さういう更衣室やプールに付随
する、さういふものもろの施設、いま私が言いました更衣室、シャワー、トイレなど
も五十六年度には改善されるというふうに答弁をお聞きしてよろしいのかどうか、
一度確認したいと思ひますので、願ひします。

それと二点目の山の家の設置。確かに、これは山の家と限定するものじゃ

ないんですけれども、私も、五十年のとき一般質問では山の家というふうに申しませんでした。でも、いろいろ考えてみて、海よりも、山の方が比較的長い期間、多くの市民の皆さんに使ってもらえるんじゃないかなあということ、今回、山の家の設置として質問させていたいただきましたけれども、市民の気軽に、安く、だれでも使えるような、そういう保養施設を設置する考えだということなので、ぜひそういうようにしていただきた、というふうに要望しておきますし、その設置場所については、まだこれからいろいろ検討されると思いますが、先ほど市長の答弁にありました、安く、だれでも気軽に使えるような、そういうところに、場所を設定してほしいし、余り近くても、また遠くても、いろいろあると思いますが、その点は、十分に慎重に願った、ということに、これは要望しておきます。

三、目の国際障害者年、先ほどの宮沢議員の質問とダブるところがございまして、あれですけれども、市内に障害者のそういう委員会をつくると、先ほど宮沢さんの質問に部長が答えられました。委員会の設置を、つくることになっているし、国際障害者年、福生はどういうふうにしていこうかという点は、その委員会の方え方を聞いてから考えていきた、ということに、先ほどの答弁であっ

たわけですが、まず国際障害者年の意義、当然もうこれは御存じだと思っておりますけれども、国際障害者年の第一目的が、先ほど市長が言われました完全参加、全面参加だというふうに私もそれは承知して、るわけですが、それと同時に、障害者の大きなまた目的と同時に、私は、国でも都でも、いま東京都の方からも、担当には国際障害者年の東京都の推進本部を置いたから、各自自治体にもそういうものを置いて、何らかの措置を取りなさいというような指導が来ていると思います。そういう中で、私、この委員会をこれから委員の選出、まだこれからかなあ、さっきの答弁ではちよとわかりませんでしたけれども、その委員の選出、私は障害者の方たちもみずから企画して、みずからがそういうことに障害者の方が、お安様ではなくて、一縷に参加して障害者年を考えていくという点では、ぜひ、そういう方たちもこの福生でつくるこの委員会に何とか参加させてもらえようかな、こういう委員会なのかどうか。そういうことから聞きた、ということ。

それと、国際障害者年の目的のもう一つには、障害とは何か。それはどのような問題をもちますかということをお大ぜい、公衆の理解を促進するこ

とでなければならぬということ、私は、ただ役所の中で委員会をつくって、障害者年としての役割りを果たすということだけじゃなくて、広く福生市民の方たちに国際障害者年だということも、私はアピールしなければ、この国際障害者年の意義は、大きな意義の達成もできないのではないかというふうに考へています。ここらはどういうふうに考へられているかお尋ねしたいのと、とりあえず委員会ができてから公共施設の見直しとか、そういうことに市営住宅の入居の勘定なども、そういうことに組み入れられるのかもしれないが、その点、いま市長としては、どのように委員会の考へを待つのではなくて、市としては、市長としてはどのように進んでいけるかという、そういう方針だけでもよいと聞かせていただきた、というふうに思っています。

○市長(田村匡雄君) 第一点の市民プールの件につきましてお答えさせていただきます。

五十六年度中に、予算との関係もございすけれども、つくらせていただきた、というふうに考へておるわけでございす。来年度の夏の、その時期になると一番いんでございすけれども、予算等の関係、補助金等の関係も

ございすので、来年度中ということでもひとつ御理解いただきた、というふうに思っております。

それから委員会の関係でございすけれども、これは担当の部長の方によく話してあるわけでございすけれども、いろいろとむずかしい問題もございすけれども、早急にひとつ委員会の人選をいたしまして、できるだけ早い時期に結論を出すように一応話はしてあるわけでございすので、部長の方からひとつ答弁いたさせます。

○福祉部長(森田 猛君) それでは、障害者年に向けたその委員会のことにつきまして、御説明申し上げます。

ただいま市長が大略御説明を申し上げたわけでございす、われわれ担当者といたしましても、七月に二十六市の月例の指導学会が開かれたわけでございす。その席で東京都の取り組み方等の説明もありました。なお、この後各市町村がこれに対し取り組み場合、国、あるいは都で、助成はありません、自主的に取り組んでいただきた、というようには、あいまいな意見があったわけでございす。

それで各市の状況等も全部各市が発言し合ひまして、名指しで発言し合ひ
まして、いまのところ考えをいたしましては二、三の市が、準備会、あるいは対策
協議会等をつくりまして、国際障害者年に向けて進んでいきたいというよ
うな意見があったわけでございます。それから、その後、この問題につきましては
各市が情報を交換し合ひまして進んでいくというふうな意見交換で終わら
なければなりません。

それに従いまして、当福生市といたしましては、先ほど市長が御説明したとお
り今月の三日の片議で委員会の設置が決まったわけでございます。それで人選
につきましては、次回の片議までに企画と福祉事務所協議いたしまして、その委
員のメンバーを構成するというふうになっております。それでなお、その委員会の
中で十分討議をしていただきまして早急にそのいろいろな施策、あるいは取り組
み方について結論を出していただきたいというふうに私は考えているし、また、やうい
うふうに進むべきだというふうに考えております。したがって、年内にも
この結論を出していきまして、とりあえず内部組織といたしまして発足いたし、
この対策について検討していきたいと、このように思うに考えております。

○十一番(原 敏子君)

プールの件については、それでは五十六年度中に新設したり改
善したりするということで、ぜひ、これは要望しておきたいんですけれども、プールを
利用する人々からも更衣室の問題などが、トイレなども、関係の担当のところでは
まだいろいろところを視察をされたり、いろんな専門家の意見を聞かれて改善す
ると思いますけれども、ぜひ、このう意見も聞かれてよりよいものにぜひ改善して
いただきたいというふうに、これは要望しておきます。

三、四目の国際障害者年、だんだん事情はよくわかってきましたけれども、
やういうことで次の片議までに、大体、企画と福祉事務所でやういう委員会
メンバーもそろえて設立していくということと、年内には何らかの方向を出さうと
いうことでお聞きしましたけれども、結局、福生市でも、これは、やうするところ
の中だけというのが、委員会の中には学識経験者とか関係行政機関の職
員の方など委員会でできるんじゃないかなあというふうに私は思っています。そ
ういうことで、よくどういうふうな委員会をつくるかというのね、まず部長の話
を聞いてみますと、役所の中の、役所の中だけでね、職員だけでつくるというふ
うに聞こえるんですが、やういうことなんでしょうか。もし、やうだとしたら、

ういうふうにするならば、当然、学識経験者は入らねえし、身体障害者の方たち、御本人が身体障害者の方たちも当然入らねえわけです。行政レベルだけの委員会になつてしまふというふうに思うんですが、私は、そういう点では、ぜひ東京都が委員会をつくらうすが、これは学識経験者や、その関係行政の役人の方たちと一緒になつてつくつておられて、そして、そのつくられた委員会で身体障害者の連絡会と話し合ひを持つ中で、東京都としては、こういう形で進もうかというふうに国際障害者年、考えておられるようすだけれども、そういうようなものに、ぜひとも、この委員会を引き上げて、とりあえずは、この役所の中だけでつくられても結構ですけれども、それを前向きに一步一步進めていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、それならば、その委員会の答申が出なければ、公共施設の身体障害者向けの見直し、言ってみれば、市役所のトイレですね、あれは別に委員会がでなくたって、いま、あれを見ただけで車いすではトイレには入れないというのはだれでも御承知だと思ふんですが、別に委員会の答申を待たなくても、これはすぐにでもできる問題じゃないかというふうに思います。市長、

その点、公共施設の問題だけでも、委員会の答申を待つのではない、これは別に国際障害者年だからやらなくてはならないという問題ではなくて、当然、もっと前にやっていたらいいけれども、この機会に何とか、この公共施設については、この障害者年をきっかけに早期に取り組んでほしいというところを、先ほど、私、当初に言ったわけですが、そういうのは委員会の答申が出なければできないものかどうなのか、市長にちよとこれをお聞きしたいと思ふんです。

それで部長が、これは企画と福祉事務所が委員会をつくらうというふうに言われたけれども、さういうなづいてられたからやういうことなんですけれども、前向きにもう一步進めて、学識経験者を入れたり、その身体障害者の方という組織の方たちにも入ってもらう、総合的なものを慎重にやるだけじゃなくて、何年か、十年ぐらい身体障害者年、ずっと継続的にやっていくべきだという声もありますけれども、そういう点ではどういうふうに考えられるか、ちよと、これは部長にお尋ねしたいと思います。

○福祉部長（木村 猛君） 委員会の構成、あるいは目的等でございますけれども

ども、先ほどちよと触れましたが、二十六市の中で、外部を入れつやるといふところは国立市だけでございます。これはなぜ外部の者を入れるかと言いますと問題は土地の利用といふことが多くありますので、二十六人で委員会をつくつて発言したり、進めていきたいと、こういうふうなことでございます。あと各市につきましては、内部の委員会で、これらの対策等を進めていくので十分ではないかというふうな意見があったわけでございます。

なお、まだ私どもの方といたしましても福祉社会館の改造問題もでございます。これらは請願が現在厚生委員会の方で審議中でございます。われわれも、これらの動向を見きわめて、実地的な立場を考へていきたいというふうに考へております。

それからなお、先ほど企画、福祉と申しましたが、それから中心になりまして、市役所の関係者を網羅しての委員会でございます。あるいは建設部門も入るだろうし、あるいは市民関係も入るんじゃないかというふうな人選を現在進めておるわけでございます。現在、議会中でございますので、ちよと一とんでしておりますが、時期も来ておりますので、早急にそれらを設けるように措置したいと考えております。

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君） 公共施設の障害者対策でございますが、新しい施設については最近障害者といふものを考へて入れようとして施設をいたしておりますので、一般人に支障はないと思います。問題は古い施設で、特に現在の福祉社会館も、それから庁舎、これが問題だろうと思っております。

福祉社会館については、もうすでに建設についての内部の検討は終わっておりますし、ただいま福祉部長が発言いたしましたように、プロジェクトチームをつくりまして、その中で、どうするかというものを検討する予定でございます。それから庁舎でございますが、御案内のとおり、これは昭和三十九年にできて、すでに十五年経過しておりますので相当古くなっております。それで障害者の施設にかかわらず、たとえば暖冷房等につきましてもすでに直さなくてはならない時期に来っております。それからもうと抜本的な考へ方を言いますれば、新しい庁舎の建設ということもそろそろ検討の時期に入るのではないかと思っております。したがって、現在のこの庁舎を、直ちに、その障害者施設として改造すると

いう直接的なことでなく、片舎全体の改造並びに新しい片舎との関連も
含めまして、検討した方がよろしいかと思ひます。

○十一番(原 敏子君) 要望させてください。

私は、いま答弁でありました、国際障害者年に向けての市の取り組み、
ちよつと、私は委員会の問題、これはまだできていないのに、ああだ、こうだと言
う聯合のものでもないでしょうし、ぜひこれは担当部長に伺いたいですけれど
ども、前向きな、本当に国際障害者年にふさわしいような、そういう委員
会をつくらうていただきたい。いろんな方たちの意見を聞きながらも、何とか障害
者の方たちが一般住民と同じような平等な生活ができるようにぜひ行政を
してがんばっていただきたい。これは要望しておきます。

それと、片舎の問題なんですけれども、これは私はいろいろ暖房や冷房の
問題からも、いろいろ当然古い建物ですから考えなければならぬ時期に來
ているというふうに考えますけれども、しかし、いま現在の役所を見えます
と、表には、障害者の方が駐車できやすい駐車場をつくりました。一フロダ
けですけれどもね。そういうところを設置しましたし、玄関を入ったら、すぐに

車いすも設置してあります。ところがそれで果たして一番入間としてのよう
いうトイレの問題だけが解決できてない。これはもう、この人たちが言うとい
うとやになれば自宅に帰るしかないわけですが、いま市役所へ来られたときに、
これはね、トイレを建設し直すからどうのこうのという問題ではなく、私は
りっぱなトイレをつくらなければ、ということではなくて、車いすでも入れるようなや
ういうトイレが一つあったって、やっぱりなければいけないじゃないかということを、
私は思ひますので、これは片舎全体のことを考えようとおられるお考えもわかりま
すけれども、身体障害者の方が、気安く、市役所に来れるような、やう
いう先ほだから再三質問がありましたし、活力ある福生市、先ほだから
片舎の中で、いろいろ言われますけれども、身体障害者の方たちも不便な
く、市役所で用事ができるような、やういうものにしていくためにも、どうし
てもトイレは先につくらなければならぬんじゃないかというふうに私は思ひますので、
ぜひこれは何とか考えようていただきたいことを要望しておきます。

それと、その委員会の中で市営住宅の入居勘定問題等の話が出るん
じゃないかと思ひますけれども、身体障害者の方たち、その方たちを抱えろ

家族の方たちは、とても大変な生活をしている方たちが多いわけです。そういう中で、これは市営住宅どれくらい必要があるかどうか分からないから何とも言えないうけでしょうけれども、ぜひやうう方向で考えて行政を進めていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長(小林菊三君) 二時まで休憩いたします。

午後一時四十六分 休憩

午後二時一分 開議

議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に二番仲村清信君。

(二番 仲村清信君登壇)

○二番(仲村清信君) さうに通告いたしました五項目について一般質問をいたします。なお各質問事項につきましては、市長の回答をお願いいたします。

質問事項第一、拝島駅周辺の整備について。

福生市の玄関口とも言える青梅線拝島駅は、行政区域では昭島市であるため、現在まで特に目立った福生市としての開発はなされていません。現在に至っておりますが、この駅を利用する福生市民は大変多くなっております。将来はこの駅の総合的な開発を強く望むものであります。が、さしあたり、日常生活面で、長い間不便をしております問題点二つについてお尋ねいたします。第一に拝島駅北口広場の西武鉄道との協定による整備計画について。第二、拝島駅南北通路跨線橋の建設計画のほうへは。

質問事項第二、中央図書館の東側通路建設計画について。

中央図書館については、日本一と言われるくらいいいのはなものであり、福生市の自慢の一つであります。この図書館利用者のうち、八高線を中心とした東西の熊川地区の市民は、大変な回り道をする状態ですが、この方面の市民から東側通路の建設について強い要望があります。市長の所信表明の中で述べられているように、地方自治体の目指す目標は、市民の願いを満たす地域社会づくりであると言われているので、ぜひとも本件の実現をお願いいたします。具体的計画内容と、可能性について。

てお尋ねいたします。

質問事項第三、福祉の充実について。

児童問題は、福祉行政の中にあつても常に点検、検討、改善され、市民の要求に対処できなければならぬと思ひます。昨年は国際児童年として児童福祉行政の見直しが行なわれました。そして現在の社会構造の中にあつて、児童の保護の必要性が大きな社会問題として提起されたわけであります。従来、貧困家庭の児童の保育を主として行つておればよかつた行政的対応は、多くの点で反省を迫られ、子供の保育援助や、崩壊家庭、卑下家庭における子供の保護という受動的な施策にとどまらず、家庭の崩壊の防止、児童の健全育成など、能動的施策の展開が、今日、求められているのは、私が申し述べるまでもありません。

児童福祉法においては、「すべての児童は、等しくその生活を保障され、保護されなければならない。」そして「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」として行政遂行の基本原則をうたつておりますが、現実にこうした児童福祉法

の定める基本原則が、現行の児童福祉行政施策に適切に反映してゐるかどうか、いま一度検討していただき、今日の状況にあった児童福祉行政施策を展開する努力を大いに望み、二項目についてその実態と今後の施策へをお尋ねいたします。第一に保育所の未措置児対策について、二番目に学童保育事業について。

質問事項第四、青少年の対策について。

青少年の非行化は世界的な傾向にあると言われ、わが国でも毎日のように新聞、テレビ等で報道されております。その対策と救済には多くの善意の人々の時間と労力が注がれております。昔から子育ては大事業業と言われてきました。われわれは、この大事業を何とかしてリッパに完成させなければならぬのではないのでしょうか。現在までにもいろいろの対策がなされてきておりますが、時代の進歩とともに、その対応も考へていかなければならないと思ひます。現在の子供たちは物質面では非常に恵まれていますが、反面、母のむづのめくもりや、その温かみを十分知らずに育つてきた子供や、また父親の子に対する厳しさを味あふこともできずに育つた子供も多いは